

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、本資料の原文は、以下の URL よりご参照いただけます。 http://www.gov.cn/zwhd/2008-08/06/content_1066150.htm

国务院法制办公室、中国人民銀行、国家外貨管理局の責任者による 「外貨管理条例」に関する記者の質問への回答

8月6日付北京新華社によると、改正後の「中華人民共和国外貨管理条例」が温家宝首相による国务院令への署名を経て公布され、即日施行された。国务院法制办公室、中国人民銀行、国家外貨管理局の責任者が記者の取材に応じた。

問：条例改正の主な背景は？

答：情勢の変化に応じて速やかに金融法規を調整するのは国際的によく行なわれている。わが国の旧「外貨管理条例」は1996年1月29日に公布され、1997年1月14日に改正して以来、国際収支の均衡の促進と金融リスクの防止という重要な機能を発揮してきた。近年来、わが国経済の高速な発展と国際経済情勢の深刻な変化に伴い、外貨管理は新しい状況と新しい問題に直面しており、このことは制度面から解決しなければならないものだ。

- 一 外貨管理の改革が日増しに深化し、經常項目はすでに完全に両替することが可能になり、企業は經常項目の外貨収入を自ら保有することができ、個人による外貨への需要も基本的に満足することができるようになった。資本項目で外貨両替可能な程度も絶え間なく高まり、人民元為替レート形成メカニズムも日に日に改善されている。改革の成果を強固なものとし、更なる改革の余地を残すため条例を改正する必要があった。
- 二 わが国の国際収支の状況に根本的な変化が生じている。外貨不足から外貨準備高の急激な増加へと変化しているが、旧条例では外貨の流出管理に重点を置いていたため、外貨の流出入の均衡と規制管理を実施するための条例改正が必要となった。
- 三 わが国の経済は日々国際化し、国際的資金の流動が加速する状況にあり、国際的資金の動きを監視測定するシステムを更に改善し、健全な国際収支の緊急保障制度を打ち立て、効果的にリスクを防止し、改革開放型経済のレベルを更に高める必要がある。

中国人民銀行、国家外貨管理局は深く掘り下げた調査研究を行うと共に、広範囲に意見を聞いた上で改正「外貨管理条例」を起草し、国務院の審議を仰ぐため報告申請した。国務院法制弁公室は国務院の関連部門と銀行、企業等から意見を求めた後、中国人民銀行、国家外貨管理局等の関係部門と共同で草案を繰り返し研究・修正した。国務院常務会議による審議を経た後、国務院令により公布・施行した。

問：条例はどのような主要原則に基づき改正されているのか？

- 答：一 改革開放の方向性を堅持し、近年の経常項目、資本項目、為替市場と人民元為替レート形成メカニズムなどの方面の改革成果を吸収し、更なる改革のために政策的余地を残している。
- 二 主にマクロコントロールに重点を置き、国際収支の均衡促進を目標とし、外貨資金の流出入を均衡させ、規制管理を行う。
- 三 公平な競争環境を整備し、内資企業と外資企業の間、国有企業と民営企業の間、組織と個人の間差別的待遇を解消し、取引の性質に応じて監督管理を実施する。
- 四 行政の管理体制の改革と法令順守の要求に基づき、外貨管理の内容や方式などの規定をより一層改善し、貿易投資の便利化を進め、行政権力に対する監督と取締りを強化する。

問：旧条例に比べ、新しい条例の主な改正内容は？

答：新条例は、旧条例を全面的に改正した。改正後の条例は全部で54条あり、貿易投資活動を一層便利にさせ、人民元為替レート形成メカニズムと金融機関の外貨業務管理制度を改善し、国際収支の緊急保障制度を打ち立て、国際的な資金流動の監視測定を強化し、外貨の監督管理の手段と措置を整え、関係法令の責任も明確にしている。

- 一 外貨資金の流出入の均衡管理を実施する。経常項目における外貨支出は真実と合法的な取引の基礎を有していることが求められ、外貨収入を強制的に国内に振り戻すという要求は廃止する。規定の条件や期限などに基づき、外貨収入を国内に振り戻す、或いは、外国で保存することを認める；資本項目における外貨収入の決済管理の規範は、資本項目における外貨及び決済後の人

民元資金は批准された用途で使用することを求め、外貨資金の非合法的な流入や非合法的な決済、決済資金の用途違反などの違法行為に対する処罰を強化する；外貨管理機関が資金の流出入に対する監督検査の権限を有すること、及び具体的な管理権限とプロセスを明確にしている。

- 二 人民元為替レート形成メカニズムと金融機関の外貨業務管理制度を整備する。人民元為替レートは、市場の需給に基づく変動相場制による管理を実行すると規定する。人民元転・外貨売渡業務を行う金融機関、及び規定の条件に合う他の機関は、国务院の外貨管理部門の規定に従い、銀行間の外貨市場で外貨取引を行う；外貨資金管理方式を調整し、金融機関による外貨業務に対して総合資金管理を実行する。
- 三 国際的な資金流動の監視測定を強化し、国際収支の緊急保障制度を創設する。国際収支の統計申告制度を整え、外貨収支の情報収集を改善し、国際的な資金流動の統計、分析、監視測定を強化する。WTOの規則に基づき、国際収支に重大な不均衡が発生、若しくは発生する可能性がある場合、及び国民経済に重大な危機が発生、或いはその可能性がある場合に、国家は国際収支に対して必要な保障、コントロールなどの措置をとることができると規定している。
- 四 外貨の監督管理の手段と措置を整えている。外貨管理機関が法律に基づいて、効果的に職責を履行するよう保障し、外貨管理機関の管理手段と措置を規定し、同時に外貨管理機関による監督検査のプロセスを定めている。

問：条例は經常項目における外貨管理をどのように規定しているのか？

答：条例の総則第五条と第二章が經常項目における外貨管理の主な規定である。旧条例に比べ、新条例は經常項目の外貨収支管理の内容とプロセスを非常に簡略化している。

条例は、經常的な国際支払と移転を制限せず、經常項目における外貨収支を一層便利にすると規定する。經常項目における外貨収入を強制的に決済させる要求を廃止し、經常項目における外貨収入は規則に従い、保留、或いは金融機構に売却することができる；經常項目における外貨支出は外貨支払いと購入の管理規定に従い、有効な証明書類を持って自己所有の外貨、或いは金融機構から購入した外貨で支払うことになる。

經常項目における外貨収支が真実で、合法的な取引によるものであることを保障するため、条例は外貨業務を取り扱う金融機関に取引証明書類の真実性とその外

貨収支が一致することを合理的に照合することを要求し、同時に、外貨管理機関が監督検査を行う権利があることを規定する。監督検査は、審査による支出許可、審査抹消、データ照合、及び立ち入り検査などの方式で行われる。

問：条例は資本項目における外貨管理をどのように規定しているのか？

答：資本項目における外貨管理規範は主に条例の第三章に集中しており、条例改正の重点的な内容の一つである。

- 一 資本の流出チャンネルを広げるために予め政策的余地を残している。海外直接投資の外貨管理における行政審査を簡略化し、外国の投資主体による国内での資金調達や、国内の投資主体による外国での証券投資と金融派生商品（デリバティブ）取引、対外的な商業貸付などの取引項目に対する管理原則を増加させた。
- 二 資本項目における外貨管理方式を改革した。国家が批准する必要がないと規定するものを除き、資本項目における外貨収入の保有、或いは外貨決済は、外貨管理機関の批准を得る必要がある；資本項目における外貨支出については、事前に外貨管理機関の批准が必要であるとの規定が無い場合、原則的に規定の有効な証明書類を持って直接、金融機関で手続きを行うことが出来るが、国家が外貨管理機関の批准が必要であると規定している場合、外貨支払い前に批准手続きを行わねばならない。
- 三 流入資金の用途管理を強化した。資本項目の外貨及び外貨決済後の人民元資金は、関連主管部門及び外貨管理機関で批准された用途で使うことが求められ、外貨管理機関は、資本項目の外貨と外貨決済後の人民元資金の使用、及び口座変動状況を監督・検査する権限を有している。

問：国際的な資金流動の監視測定システムの改善に対してはどのように規定されているのか？

答：国際的な資金流動の監視測定を改善することは、外貨収支の状況を把握し、国際的な金融リスクを防止するという重要な意義を持っている。条例は、総則において国务院の外貨管理部門に対し、国際収支を統計的に監視測定し、定期的に国際収支の状況を公布することを明確に要求する一方で、金融機構に対しては、外貨口座を通じて外貨業務を行い、法律に従い外貨管理機関に取引先の外貨収支と口座変動の状況を報告することを要求している。外貨に関する経営活動を行う国内

機構は、国務院の外貨管理部門の規定に従い財務会計報告、統計報告表などの資料を提出しなければならない。上記の規定により、外貨管理機関は国際的な資金流動を全面的に監視測定することができる。同時に、国務院の外貨管理部門は国務院の関連部門と機構による監督管理情報通報システムを創設する。

問：条例は外貨管理の検査の方法と法的責任をどのように改善しているのか？

答：行政が法令を順守し、外貨管理政策の効果的な実施を保証し、国際的な金融リスクを適切に防止するため、条例は外貨管理機関の検査方法と措置について明確かつ詳細に規定している。具体的には次のことが含まれる：外貨管理機関が法律に基づき職務を履行する際、立ち入り検査を行う権限を有し、外国為替に関する違法行為が発生したと疑われる場所で調査、及び情報収集を行い、関連当事者を尋問し、取引証明や財務会計などの資料を調査・コピーし、移転、隠匿、或いは毀損される恐れのある文書や資料などを密封保存し、調査を受けた外貨関連違反事件に関係する組織と個人の口座（個人の貯蓄預金口座を除く）を調査し、人民法院に対し、事件に関係のある財産と重要な証拠などを凍結、或いは差し押さえることを申請する等。当然のことながら、外貨管理機関は条例に規定されたプロセスにより関連の検査を実施し、当事者の合法的な権利を擁護しなければならない。同時に、新たな情勢下においては、外貨の違法行為に対する取締り要請にこたえるため、条例は、資金の不法流入、不法な外貨決済、外貨決済資金の用途違反、出入国時の外貨の不法携帯、及び、不法な外貨売買の紹介などの違法行為に対する処罰規定も増加させている。